最高裁判所

第三小法廷

型

昌一點

することを、 1 昭 :1 和 五 + 一年五月十九日、東京高裁が、 題に ととに声 関して下 明す した る。 判 决 VC つい 7 て、 ッド 美術 ア 評 7 論 ノと白川義員 家連 盟 は、 の両氏の 慎 重 ic 検討 間で争われて L た結 果、 5 5 0 た 「モ 判 决 ン を 支

その理由は、次のとおりである。

- (1) に創作 マッド・アマ 3 n た独自の著作物であ ノの作品 は、 現代美術で広く り、 複製 7 も、盗作 用 5 られ でも T いるフォ ない。 1 ... モ ン 9 1 : 2 0 技法 VC ょ 2 T IF
- (2)であ るの 2 り、パ の作 は最低限度にとどめ、大部分、その 品 ロディであると認められる。 は、カ レンダ ーに使用され た白川 情景を転 義 員 の無署名 用 す る 2 の写真の で 正反 対 思 0 想 効 を 果を 批 判 L 生 2 そ だ 皮 n 肉 VC な 異 諷 物 刺 を 作 加 品
- (3)妥当 要もなく、 パロディ 転用 である。 が、適法 また、そうした滑稽な事例がない の制作に当って、対象となる作品 な「自 由 利 用」(フ エ ア • ユ ととも、東西美術の歴史に照らして明白であり、こ 0 1 ズ)であるとする判 作者に、許諾を得る必要が 決 は、 芸術上の なく、 作者名を表示 習 慣· 原則 か す とで らも、
- 自 ばあいにも、 るとし 由 であるが、芸術上において「自由利用」の領域を残すことは、 作権は絶対に て、 1: あくまで、 尊重さ ディ作者を法的に 思想上もしくは芸術 れるべきで 訴える あり、 0 ま は、 論上の問題であって、著作財産権および た、 パ 錯誤である。 ロデ 1 VC 利 用され 必要であり、 た作品の作者が かりに対立が生じる 人格権 反批 判 する の侵害で 0
- を で 惧 あるべき芸術表 術家自身が す ` 著 作権 現を 狭 の尊重を理由に、 め、 結果と L て、 全然性質 みず か 50 の異なる 表 現領域 問 題 を法 K 権 的 に制約 利 を拡大・ させ る 誤 とと 用 し、 VC な 自 る 由 事 で 態

改正 法 K ス な さ N n す る るものとしては、時 1 ととを要望する。 および新法第三十二条は、現代芸術において盛んにおこなわれ 0 該当項目 代 (旧法第三○条第一項 おく n で極めて 不備で 第 = あり、これを 「自己ノ著 機 会 作 K 物 中 = 正 最 近の動 ている種々 当 1 範囲 向 VC 照らし 0 内 合 二於 成 T テ 転 節 明 用技 VC

昭和五十一年十二月六日

美術評論家連盟

会長岡本謙次郎